資料編

1. アンケート調査

1-1 調査の概要

平成30年度以降の新たな松島町都市計画マスタープランの策定に向けて、住民の方の意向を把握し、新たな都市計画マスタープランの各種方針にその意向を反映させるため、平成28年9月に「松島町のまちづくり」に関するアンケートを実施した。以下にアンケート調査結果の概要を示す。
(3-3 住民意向で示した「町の取り組みに関する評価、定住意向、若年層の移住・定住対策」を除く)

表1: 調査概要(調査票回収状況)

調査期間	平成28年9月9日～9月30日
調査対象	町内の18歳以上の方から男女均等、年代均等、地区別人口比率に応じて抽出した4,500人
発送・回収票数	発送4,500票、回収1,315票
回収率	29.2%

1-2 調査結果の概要

(1) 地区計画制度への評価

まちづくりへのルール(地区計画制度)を取り入れて良好な住環境を整備する必要性は、「必要」、「どちらかと言えば必要」とした人が約6割となり、必要性を感じている人が多くなっている。

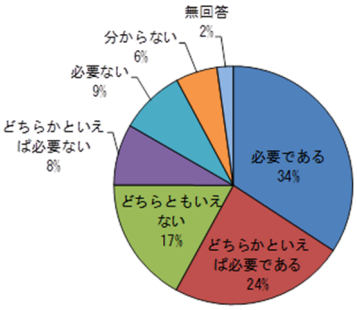

図1 地区計画制度への評価

(2) 住み替えの意向

条件などがそろった際に住み替えを希望するかという設問に対しては、「住み替えの考えは全くない」が45%で最も多くなっている。

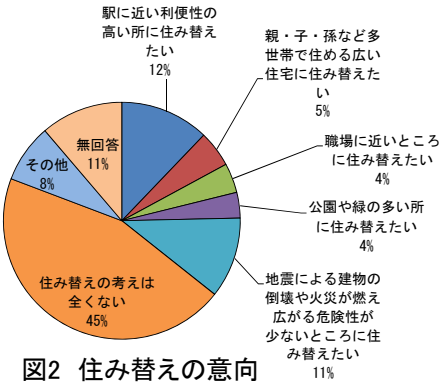

図2 住み替えの意向

(3)松島町の今後のまちづくりについて

①道路・交通に関して優先すべき取り組み

「市街地や集落内の狭い生活道路の改善」が最も多く、次いで「安心してまちを歩ける歩道の整備」、「国道や県道など幹線道路の整備」が多くなっている。

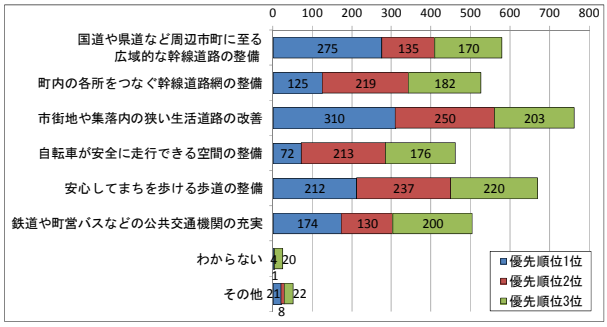

図3 道路・交通に関して優先すべき取り組み

②防災に関して優先すべき取り組み

「土砂災害や河川の洪水などを防止するための事業」が最も多く、次いで「災害時の避難や救助に役立つ避難路の整備」、「防災に関する定期的な情報発信」が多くなっている。

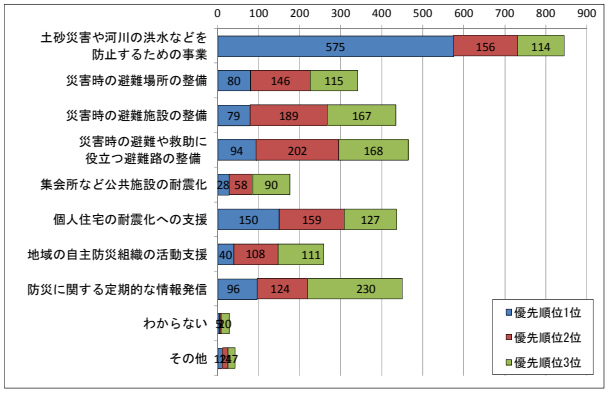

図4 道路・交通に関して優先すべき取り組み

③公園や緑地に関して優先すべき取り組み

「日常の憩いのための身近な公園や広場の整備」が最も多く、次いで「ジョギングや散歩が楽しめる緑道などの整備」、「あまり利用されていない公園の利活用等」が多くなっている。

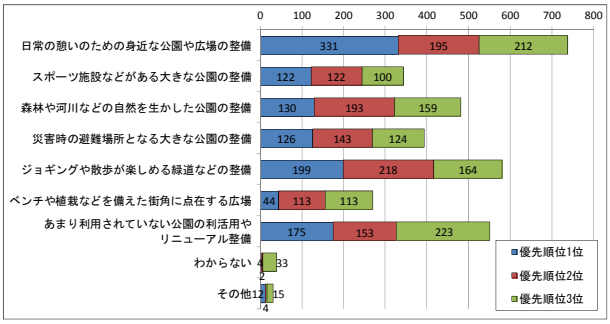

図5 公園や緑地に関して優先すべき取り組み

（4）公共施設のあり方について

公共施設のあり方について重視すべき事項は、「複合化（公共施設（コミュニティセンター・福祉施設等）を併設するなど）」が最も多く、次いで「災害時の避難や救助に役立つ避難路の整備」、「防災に関する定期的な情報発信」が多くなっている。

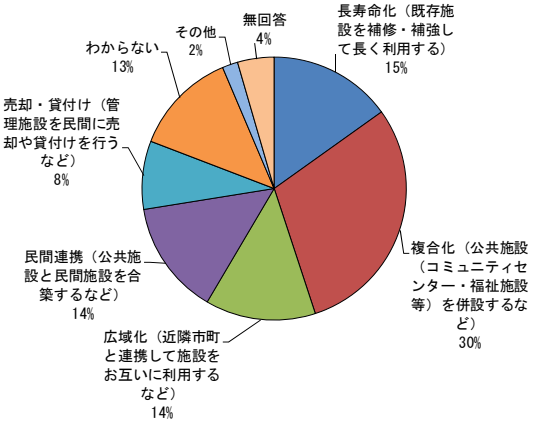

図6　公共施設のあり方について重視すべき事項

（5）町営バスについて

①町営バスの利用状況

町営バスの利用状況は、「利用したことがない」とした人が約9割となっている。

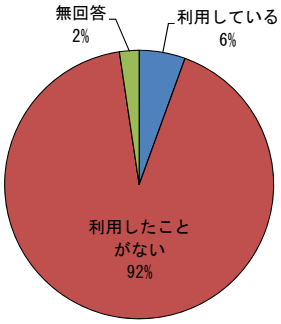

図7　町営バスの利用状況

②町営バスの利用頻度

町営バスの利用頻度は、「年に2～3日」が最も多く、次いで「月に1～2日」、「週に1～2日」が多くなっている。

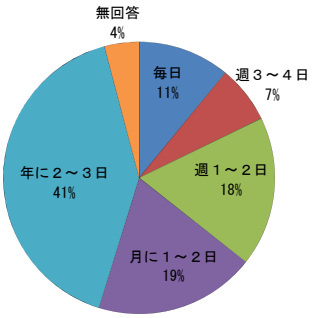

図8　町営バスの利用頻度

③町営バスの利用目的

町営バスの利用目的は、「役場、文化観光交流館などへの移動手段」が最も多く、次いで「買物」、「病院」が多くなっている。

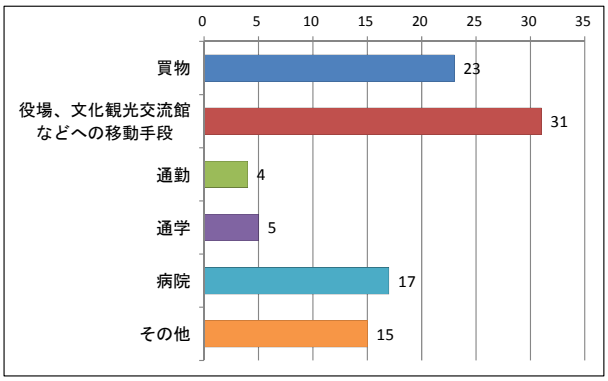

図9　町営バスの利用目的

（6）自由意見

まちづくりに関するご意見・ご提案をキーワードで分類すると、「道路」に関するご意見等が最も多く、次いで「観光」、「土地利用」となっている。

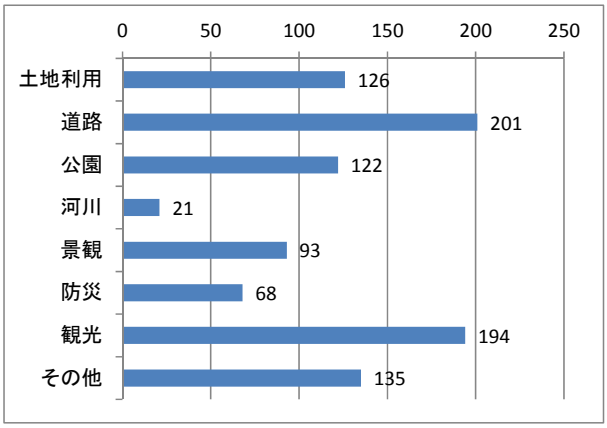

図10　ご意見等の多かった分野（キーワード）

2. 松島町都市計画審議会

■松島町都市計画審議会条例

松島町都市計画審議会条例（昭和四十五年松島町告示第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条　この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条の二の規定に基づき、松島町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第二条　審議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以内で町長が任命する委員をもって組織する。

一　学識経験のある者　六人

二　町議会の議員　三人

三　県の職員　一人

２　前項につき任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成二五年条例五一号〕

（臨時委員及び専門委員）

第三条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

４　臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条　審議会に会長を置き、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常務委員会）
第六条　審議会は、その権限に属する事項のうち軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。
２　常務委員会は、会長及び会長の指名した委員をもって組織する。
３　前条の規定は、常務委員会について準用する。
（幹事）
第七条　審議会に、幹事を置く。
２　幹事は、町の職員のうちから、町長が任命する。
３　幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。
（規則への委任）
第八条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成二五年条例五一号〕
附　則
この条例は、平成十二年七月一日から施行する。
附　則（平成二五年一二月一九日条例第五一号）
この条例は、公布の日から施行する。

■松島町都市計画審議会の委員名簿

委員区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	阿留多伎　眞人	尚絅学院大学 環境構想学科教授	会長
学識経験者	磯 田　悠 子	一般社団法人松島観光協会 会長	前任　～H29.8.28
学識経験者	志　賀　寧	一般社団法人松島観光協会 会長	後任　H30.8.29～
学識経験者	小 川　真 儀	あおぞら総合法律事務所 弁護士	
学識経験者	寺田　賢二郎	東北大学災害科学国際研究所 教授	職務代理者
学識経験者	林　裕　志	松島町農業委員会会長	
学識経験者	福 田　正 朗	利府松島商工会会長	
町議会議員	赤 間　幸 夫	松島町議会議員	
町議会議員	阿 部　幸 夫	松島町議会議長	前任　～H29.8.28
町議会議員	高 橋　幸 彦	松島町議会議員	前任　～H29.8.28
町議会議員	色 川　晴 夫	松島町議会副議長	後任　H30.8.29～
町議会議員	片 山　正 弘	松島町議会議員	後任　H30.8.29～
県職員	後 藤　隆 一	宮城県職員	前任　～H29.8.28
県職員	平　塚　智	宮城県職員	後任　H30.8.29～

注）敬称略、委員区分毎に50音順。

3. 松島町まちづくり検討委員会

■松島町まちづくり検討委員会設置要綱

松島町長期総合計画策定検討委員会設置要綱（平成２６年松島町告示第４４号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　企画調整課が所管するまちづくりに係る各種計画（以下「各種計画」という。）の策定や見直し（以下「策定等」という。）、策定等後における各種計画の促進のために必要な検討等を行うため、松島町まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の検討事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　各種計画の策定等の検討に関する事項

(2)　各種計画の促進のために必要な検討等に関する事項

(3)　その他各種計画の策定等又は促進のために必要と認められる事項

（組織）

第３条　委員会は、１５人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　町民を代表する者

(2)　関係団体等を代表する者

(3)　その他町長が適当と認める者

（アドバイザー）

第４条　委員会にアドバイザーを置くことができ、学識経験を有する者から町長が委嘱する。

（任期）

第５条　委員及びアドバイザーの任期は２年とし、再任されることを妨げない　。

２　委員が欠けたときは、第３条各号に掲げる者から補充することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

３　アドバイザーを置いた場合において、そのアドバイザーが欠けたときは、前条に規定する者から補充することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び職務代理者）

第６条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。
（報償）
第８条　委員の報償の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　委員長の職にある者　日額
(2)　委員長の職以外の者　日額
２　アドバイザーの報償の額は、予算で定める範囲内の額とする。
３　報償を辞退する旨の申出があった場合は、支給しない。
（庶務）
第９条　委員会の庶務は、企画調整課において所掌する。
（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める　。
附　則
この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

■松島町まちづくり検討委員会の委員名簿

委員区分	氏名	関係行政区・所属団体	備考
町民を代表する者	相 澤　　裕 介	本郷・根廻地区	
町民を代表する者	赤 間　　里 香	幡谷・上竹谷地区	職務代理者
町民を代表する者	浅 沼　　千 暁	高城地区	
町民を代表する者	金 森　　留 美 子	手樽地区	
町民を代表する者	佐 藤　　真 凡	初原・桜渡戸地区	
町民を代表する者	大 宮 司　　寛	松島地区	
関係団体を代表する者	渥　美　　薫	宮城中央森林組合	
関係団体を代表する者	朱　　二　太	松島海岸中央商店会	委員長
関係団体を代表する者	杉　原　　崇	宮城県漁業協同組合 松島支所（磯崎地区）	職務代理者 任期　～H29.11.27
関係団体を代表する者	清　野　　剛	利府松島商工会	
関係団体を代表する者	新 田　　一 修	一般社団法人 松島観光協会（松島地区）	
関係団体を代表する者	平 賀　　公 男	塩釜公共職業安定所	
関係団体を代表する者	三 品　　克 巳	七十七銀行　松島支店	支店長変更に伴う 委嘱替　～H29.4.6
関係団体を代表する者	秋 山　　隆 厚	七十七銀行　松島支店	支店長変更に伴う 委嘱替　H29.4.7～
関係団体を代表する者	八　木　　潤	仙台農業協同組合松島支店	
アドバイザー	阿留多伎　眞人	尚絅学院大学	

注）敬称略、委員区分毎に50音順。関係行政区・所属団体は委嘱当時のもの。

4. 策定経過

年	日程	実施事項・会議名等	内容
平成28年	7月11日	第1回 松島町まちづくり検討委員会	・委員会の趣旨、今後のスケジュール等の確認
	9月 9日 ～9月30日	「松島町のまちづくり」に関するアンケート調査	・調査対象：町内の18歳以上の方から男女均等、年代均等、地区別人口比率に応じて抽出した4,500人
	11月17日	第2回 松島町まちづくり検討委員会	・まちづくり等に関する現状・課題の検討 （ワークショップ）
	12月 8日	松島町都市計画審議会	・松島町都市計画マスタープランの策定状況について報告
平成29年	2月 2日	松島町議会全員協議会	・松島町都市計画マスタープランの策定状況報告
	2月10日	第3回 松島町まちづくり検討委員会	・住民アンケート調査結果の報告、将来のまちの全体像の検討① （ワークショップ）
	3月 2日	第4回 松島町まちづくり検討委員会	・将来のまちの全体像の検討② （ワークショップ）
	4月20日	第5回 松島町まちづくり検討委員会	・将来のまちの全体像の検討③ （ワークショップ）
	9月26日	第6回 松島町まちづくり検討委員会	・地域別のまちづくりの方針の検討 （ワークショップ）
	10月26日	第7回 松島町まちづくり検討委員会	・計画書（素案）の確認（地域づくりの将来像、松島町の将来像・目標）
	11月18日	松島町まちづくりフォーラムの開催	・特別講演「逆境を乗り越える方法」、都市計画マスタープランの概要説明、パネルディスカッション「住み続けたいまち『松島』について」
平成30年	2月 2日	第8回 松島町まちづくり検討委員会	・計画書（素案）の確認（松島町の都市づくりの将来像の検討）
	2月19日 ～3月 5日	松島町都市計画マスタープラン（案）に関するパブリックコメント実施	・ホームページ、松島町役場、松島町文化観光交流館、松島町勤労青少年ホーム、品井沼農村環境改善センターにて公表
	8月27日	第9回 松島町まちづくり検討委員会	・松島町都市計画マスタープラン計画書案の確認
	8月29日	第2回 松島町都市計画審議会	・松島町都市計画マスタープラン（案）の諮問、答申
	9月10日	松島町議会定例会	・松島町都市計画マスタープラン（案）について承認